令和6年度

事業計画及び予算

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

令和6年度 事業計画・資金収支予算

一 目 次 一

| <事業計画> | |
|--|-----|
| ◆計画体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| ◆基本理念・基本方針・重点活動目標 ・・・・・・・・・・ | 3 |
| ◆新規・拡充事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| ◆活動方針 | |
| 重点活動目標 1. 本会全体のマネジメントを適切に行います | |
| (1)適切な組織運営 ・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| (2)職員の能力開発・人材育成 ・・・・・・・・・・ | 7 |
| (3)災害等への備えの強化 ・・・・・・・・・・・ | 7 |
| (4)施設の適正な管理運営 ・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| | |
| 重点活動目標 2. 地域住民を主体とした取り組みを推進します | |
| (1)住民相互の助け合い・支え合い活動の推進 ・・・・・ | 1 1 |
| (2)地域を支える担い手の育成 ・・・・・・・・・・ | 12 |
| (3)市民活動・福祉教育の推進 ・・・・・・・・・・ | 13 |
| | |
| 重点活動目標 3. 福祉サービス利用支援等の援助を行います | |
| (1)制度・サービスの利用支援と権利擁護の推進 ・・・・ | 16 |
| (2)相談支援体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| (3)生活困窮者への自立支援 ・・・・・・・・・・・ | 16 |
| | |
| 重点活動目標 4. その人らしい生活を送るためのサービスを提供 | |
| (1)介護の必要な人への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 18 |
| (2)障がいのある人への支援・・・・・・・・・・・ | 18 |
| A (45 (4h) 55) | |
| ◆組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| く資金収支予算> | |
| 会計単位・事業区分・拠点区分一覧・・・・・・・・・・・・ | 23 |
| 資金収支計算書(法人全体) ・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 資金収支計算書(社会福祉事業会計) ・・・・・・・・・ | 25 |
| 資金収支計算書(公益事業会計) ・・・・・・・・・・・ | 54 |

燕ささえあいプラン(第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画)について

本プランは、令和5(2023)年度~令和9(2027)年度の5か年度を対象に策定された地域福祉の推進に関する計画です。地域共生社会の実現に向け、燕市(以下「市」という。)の「燕市地域福祉計画」と燕市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の「燕市地域福祉活動計画」を一体化し、目標や施策の共有と役割の明確化、さらなる連携の強化を図ったものです。

令和6年度事業計画において、本プランに係わる部分は 以下のように記載しました。本プランの詳細は二次元コー ドからもご覧いただけます。

燕ささえあいプラン ○-(○)(施策の方向性)







燕市社会福祉協議会



介護予防の体験会情報や、市内地域支え合い活動の紹介など、本会の活動をいち早くお届けしています。



燕市社協 LINE 相談窓口



相談会場に行くにはちょっと…でもお困りではありませんか? こちらの LINE では随時相談を受け付けています。お気軽にメッセージをお送りください。

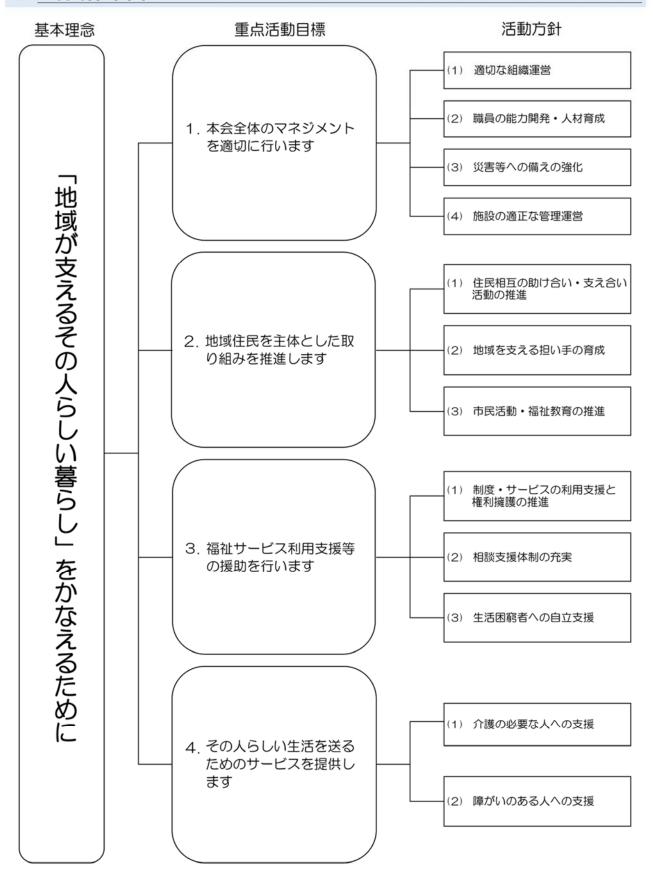


法人本部 〒959-0231 燕市吉田日之出町 1番1号 燕市民交流センター内 TEL 0256-78-7080(代表) FAX 0256-78-7088

> 代表 E-mail tubame@tbm-swc.jp ホームページはこちらからご覧いただけます https://tbm-swc.jp/



◆ 計画体系図



◆ 基本理念・基本方針・重点活動目標

<基本理念>

「地域が支えるその人らしい暮らし」をかなえるために

<基本方針>

本会は、地域福祉を推進する団体として、上記基本理念を掲げ、行政及び地域住民や福祉団体関係者等との協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを展開してきました。

しかしながら、近年、急速に進む少子化・人口減少、それに伴う地域社会の活力低下や新型コロナウイルス感染症による活動自粛等は、生活様式や働き方、地域福祉活動やボランティア・市民活動等にも大きな影響を与えています。一方で多様な価値観が生み出され、個の力が発揮される状況も創出されています。反面、隣近所との付き合いや地域に関わらない人々が出てきている状況も散見されており、孤立や孤独感、ひいては貧困世帯の拡大にもつながり、誰にも助けを求められない人や世帯が増加傾向にあります。

そのため本会では、引き続き、地域支え合い活動を通じ、各関係機関と連携を深め、誰もが安心して 住み続けられる「地域共生社会」を実現するための取り組みを進めます。また、今後も介護保険や障が い福祉サービス事業等の制度事業にも取り組み、その人らしい生活を送れるよう支援していきます。

<重点活動目標>

本会では、前述の基本理念及び基本方針を踏まえ、以下に示す4つの重点活動目標に基づき、法人のマネジメント、住民主体の活動、福祉サービスの利用支援、制度事業におけるサービスの提供を行います。

1. 本会全体のマネジメントを適切に行います

社会福祉法の改正により、組織のガバナンス強化が求められるなか、非営利性・公益性にふさわ しい組織として、中期的な目標を掲げ、経営基盤の強化や事業の見直しを行います。

地域福祉活動を推進するため、住民組織、関係機関及び行政等との連携を図り、事業実践の情報 発信、事業評価を行い、活動の必要財源の確保に努めます。

全国社会福祉協議会が示す「社協職員行動原則」を基に、職員一人ひとりが、地域福祉を推進する中核的な組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、本会事業を推進していきます。

近年の広域・同時多発的に発生する大規模災害に備え、各種マニュアル等の整備を行いました。 このマニュアルに則し、法人全体で毎年度、訓練を実践し、その評価・検証を行い、必要に応じて マニュアルを改訂します。

直営や指定管理者制度等により管理運営している複数施設については、引き続き、利用者の満足 度向上や利用促進をさらに図るため、利用者目線に立脚した安心安全な管理運営に努めるとともに、 水道光熱費の削減を図ります。

2. 地域住民を主体とした取り組みを推進します

さまざまな地域福祉ニーズや多様化する地域生活課題に対応するためには、既存の制度やサービ

スにとどまらず、制度外のサービスや支援を活用し、さらには新たな社会資源を創り出すことが求められています。そのため、解決への意見出しや新たなサービス創出に向けた住民の協議の場を一層充実させ、住民自らが解決へ向けた活動へ積極的に関わっていけるよう、体制づくりを進めます。 具体的には、身近な生活圏域である「まちづくり協議会」エリアにおいて、住民主体の「地域支え合い活動」を市内全域に拡大し、多職種・多機関との連携を図ります。

また、地域における住民同士のつながりが薄れ、社会的な孤立が問題視されていることから、気軽につながる交流の場であるふれあいサロンや介護自主グループ等が、継続的に活動できるよう支援を行います。

一方、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加等により、支え合い活動の支援者や地域での担い 手が不足しています。そのため、ボランティア・市民活動や福祉教育を支援することにより、地域福祉を身近 に感じられる場を設け、支援者や担い手の育成・確保を進めます。

3. 福祉サービス利用支援等の援助を行います

成年後見制度等の権利擁護支援には、必要な人を必要な支援に適切につなぐため、地域の関係機関や地域住民等によるネットワークの強化が必要です。認知症や知的・精神障がい等の理由により判断能力が不十分となっても、一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域や自宅で自立した生活が送れるよう、地域でのさらなる支援体制の強化をめざします。

日常生活のさまざまな問題は、不安や悩みをもたらし、個人での解決に苦慮する場面があります。各種相談窓口に寄せられる相談を丁寧に受け止め、相談者と一緒に考えながら、適切な相談窓口へつなぐとともに、課題解決方法の提案等を行います。また、生活困窮世帯の自立を促すため、必要と思われる各種制度についての情報提供を行うなど、つなぎ役を担います。さらには、個人では解決の難しい、地域に潜在する課題を明らかにし、社会資源等の開発へつなげます。

4. その人らしい生活を送るためのサービスを提供します

誰もが住み慣れた地域や自宅で自分らしく生活を送るため、その人の状態やニーズに合わせて、 介護保険や障がい福祉サービスを提供しています。

介護保険事業では、訪問介護、訪問入浴介護及び自費介護サービスを、障がい福祉サービス事業では、居宅介護、同行援護、移動支援、身体障がい者訪問入浴介護、就労継続支援B型、地域活動支援センター、相談支援、放課後等デイサービスを各拠点において行っています。

各拠点では、職員の資質や支援力の向上を図るため定期的に委員会・研修会等を開催します。また、事故防止の意識を常に持ち、緊急時には速やかに対応できるよう訓練を行います。

これら制度事業においては、適正な人員配置を確保しつつ、中期展望を見据えたなかで経営の安定化を図っていきます。



◆ 新規・拡充事業

重点活動目標 2.(1) 住民相互の助け合い・支え合い活動の推進

| | プリリー・大人口では到り住地 | | |
|--------------|-----------------------------|--|--|
| 事業名 | 事業概要 | | |
| 【拡充】 | 市内在住の高齢者や障がいのある人等を対象に、掃除や買 | | |
| 有償ボランティア活動事業 | い物、外出等の日常生活の困りごとを、会員相互の有償ボラ | | |
| 「すけっとつばめ」 | ンティアにより支えます。 | | |
| 予算 372 千円 | 協力会員の継続的な活動を支援するとともに、新たな協力 | | |
| | 会員の発掘による社会参加の増進を図るため、新たに活動費 | | |
| | の補助を行います。 | | |
| | | | |





有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」【協力会員活動中の様子】

重点活動目標 4.(2) 障がいのある人への支援

| 事業名 | 事業概要 | |
|----------|-----------------------------|--|
| 【新規】 | 障がいのある人が、一人暮らしや家族からの支援が見込め | |
| 相談支援事業 | ない状況にあっても、安心した地域生活を継続するために、 | |
| • 地域定着支援 | 常時連絡がとれる体制を確保し、緊急時の相談対応を行いま | |
| | す。 | |
| | この支援サービスの利用により、施設退所後や精神病院等 | |
| | を退院後にも「誰かが見守ってくれる」という安心感が持て | |
| | るよう、地域での生活をサポートします。 | |
| | | |



相談支援事業【面談中の様子】

◆活動方針

重点活動目標 1. 本会全体のマネジメントを適切に行います

(1) 適切な組織運営

① 理事会・評議員会等の開催

法人組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化及び地域における公益 的な取り組みを推進するために適宜開催します。また、毎月の法人経営会議及び管理会議において、 引き続き、各部署の課題解決策や経営分析・評価等を協議します。

② 自主財源の確保

コロナ禍後の社会経済活動が回復途上ではあるものの、自治会にお願いする「一般会費」は激減する一方、企業等へお願いする「賛助・特別・まる特会費」については何とか前年度の水準を維持することができています。会費は、地域福祉を推進するための、本会の貴重な自主財源となるため、より一層企業等へ本会の事業等のPRを積極的に行い、社会貢献活動の一翼を担ってもらうよう働きかけていきます。また、引き続き、寄付金等も随時受け付けていきます。

③ 広報活動の充実

地域福祉の推進には、市民の皆さまから本会の活動をより広く知ってもらい、理解を得ることが重要です。そのためには、本会の実施事業のPRや活動報告等は欠かせません。年6回発行している「つばめ社協だよりたっちハート(回覧方式)」は、内容のさらなる充実を図るとともに、これを補完する広報媒体としてホームページ及び公式LINE等を活用し、広報活動の充実に努めます。

④ 第4次燕市地域福祉活動計画の推進

第4次燕市地域福祉計画と第4次燕市地域福祉活動計画を一体的に策定した「第4次燕ささえあいプラン(計画期間:R5~R9年度)」の基本理念を実現するため、地域住民、関係機関・団体、及び行政と連携を図りながら、同プランに登載されたそれぞれの役割を積極的に果たしていきます。



出典:第4次燕ささえあいプラン概要版

⑤ 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の開催

利用者の安全と人権を擁護するため、制度事業を担う事業所が一体となり、虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置しています。各委員会では、利用者の自立や社会参加、日常生活動作 (ADL)、生活の質 (QOL) の向上のため適正な支援が行われるよう、虐待防止と身体拘束の適正化に向けた会議を開催します。

⑥ 各所属における会議等の開催

所属内における情報共有及び課題検討のため、課内会議、定例会、係内会議等を適宜行っています。

制度事業においては、安全で良質なサービスを提供するため事故対策委員会を開催しています。 本委員会では、ヒヤリハットや事故の報告を受け、原因の究明、今後の対応策、その後の検証結果を 共有し、事故の未然防止と再発予防に取り組んでいます。また、感染症対策委員会や災害対策委員 会では、マニュアルに基づき各種研修等を実施します。

職員間の情報共有ツールとしてのLINEWORKSについては、多くの個人情報を扱っていることから、引き続き、情報が漏えいしないよう細心の注意を払います。

(2) 職員の能力開発・人材育成

① 目標管理・人事考課等による人事管理

与えられた業務分掌により、臨時職員以上は個々の目標管理を行います。さらに、正規職員には人 事考課制度により、日頃の業務内容等について直属の上司より評価・面談を受け、自身の資質向上を めざします。

② 計画的な人材育成

職員には、職位に応じたスキルを身につけさせるために、階層別研修を計画的に受講させ、事業の継続に必要な人材を重層的に育成します。

③ 内部研修及び各種プロジェクト会議等の開催

所属を越えた各種プロジェクト会議の内容や、その時の話題となる内容等を全職員に対して共有し、 協議したいことについては職員内部研修会を開催するなど、各種プロジェクトの発展と事業の周知に 努めます。

④ 適切な労務管理

労務管理における法律改正も毎年のように行われます。必要に応じ社会保険労務士からの助言を 得ながら、本会にあった規則、規程の整備等を行い、働きやすい職場環境をめざします。

(3) 災害等への備えの強化

① マニュアル等の見直し

令和4年3月に策定した「災害時対応マニュアル」、令和5年12月に改訂した「災害ボランティアセンターマニュアル」については、毎年、訓練をとおして評価し、必要に応じて見直しを行い、いざというときに備えます。

また、市や関係団体等との災害協定の締結も順次進めていきます。



② 事業継続計画 (BCP) の実行性の向上

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援を継続的に実施する体制及び早期再開を図るための計画を策定しました。この計画に従い、定期的な研修・訓練・評価を通じ、より実効性の高い計画となるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 施設の適正な管理運営

- ① 直営施設
 - ・燕市老人福祉センター「つばめ荘」

高齢者の健康増進や生きがいづくりの場を提供していますが、施設の老朽化が進展しているため、 必要な財源を確保したうえで、改修・修繕に努めます。また、引き続き、燕地区の身近な福祉の窓口と して利用者の利便性の向上を図ります。

・屋内ゲートボール場「すぱーく燕」 主にゲートボールの利用のほか、青少年のスポーツ練習、地域の行事など、多目的に利用できる施設です。

• 放課後等デイサービス事業所ぶんすい (愛称:みっくす)

就学している原則18歳未満の障がいのある児童に対し、放課後や学校休業日に一人ひとりの障害特性や発達状況に合わせた支援を行う施設として令和5年4月に開設しました。また、引き続き、分水地区の身近な福祉の窓口として利用者の利便性の向上を図ります。

- ② 指定管理者制度導入施設
 - ・ 燕市老人集会センター

「つばめ荘」に隣接した、高齢者の健康増進や生きがいづくりの場を提供する施設です。高齢者の興味や関心のある身近な生活課題をテーマに自主事業を実施し、利用者の維持・増加を図ります。 (指定管理期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日)

・燕市吉田老人センター「シニアセンターよしだ」

高齢者の心身の健康保持と福祉増進を目的とした、つどいの場を提供する施設です。また、本施設は吉田地区老人クラブ連合会の活動拠点となっており、新たな会員加入を目的とした活動等を検討し、施設利用者の獲得に取り組みます。

(指定管理期間 令和5年4月1日~令和10年3月31日)

• 燕市障がい者地域生活支援センター「はばたき」

障がいのある人の地域生活を支援するための施設です。利用者に日中活動や他者との交流の場を 提供しながら、一人ひとりが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。また、本施設の認知度の向上 を図るため、さまざまな広報媒体を活用した情報発信に努めるとともに、事業の周知や地域の理解を得 るため、「はばたきマルシェ」を開催します。

(指定管理期間 令和5年4月1日~令和10年3月31日)

- ③ 受託施設
 - 燕市民交流センター

市社会教育施設として、子育て支援センター、学習室及び貸部屋等を備え、多くの来館者がある複合施設です。本会は貸館、清掃、樹木管理業務等の施設管理を行います。施設の老朽化に伴う修繕必要箇所については、早期改修に向け市へ継続して要望していきます。



③受託施設

燕市民交流センター(本会本部窓口)

| | 主な活動等(主たる財源) | :たる財源) 活動概要・目標指標 | | |
|--------------|--|---|--|--|
| (1) 適切な組織運営 | ①理事会・評議員会等の開催 (会員会費) | ・理事会 年3回 ・評議員会 年2回 ・監査会 年1回 ・法人経営会議及び管理会議 毎月1回 ・法人経営戦略会議 年4回 | | |
| 運営 | ②自主財源の確保 燕ささえあいプラン 2-(4) 多様な主体の活動の推進 | ・一般会費募集 毎年8月 ・賛助・特別・まる特会費募集 毎年6月 ・寄付金 随時募集 ・共同募金運動への協力 毎年10月 | | |
| | ③広報活動の充実 (会員会費・共同募金助成) 燕ささえあいプラン 1-(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり 2-(1) 包括的な支援体制の整備 | ・社協だより発行 年6回 ・ホームページ運用 随時 ホームページ閲覧件数 35,000 件 ・公式LINE運用 毎週1回以上投稿 公式LINE登録者数 350 人 相談LINE登録者数 150 人 ・他SNSの運用検討 | | |
| | ④第4次燕市地域福祉活動計画の推進 | ・地域福祉計画との整合性、連携強化・推進委員会における進捗状況の点検 | | |
| | ⑤虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の 開催 燕ささえあいプラン 2-(3) 権利擁護の推進 | ・委員会(合同開催) 年4回 ・虐待チェックリストの実施 年1回 ・事例発生時は臨時開催 | | |
| | ⑥各所属における会議等の開催 | ・課長会 原則毎月1回・課・係内会議及び定例会 随時・事故対策委員会及び感染症対策委員会等 随時 | | |
| (2) 職員の能力 | ①目標管理・人事考課等による人事管理 | 上期・下期にフォローアップ面談の実施 ・目標管理(臨時職以上) ・人事考課制度(正規職員のみ) 評価結果に基づき処遇反映 | | |
| 能力 開 発 | ②計画的な人材育成 | ・各種外部研修への積極的参加 ・キャリアパス研修への参加 | | |
| 開発·人材育 | ③内部研修及び各種プロジェクト会議等の開 催 | ・職員内部研修の開催(年3回程度) ・各種プロジェクト会議の開催 | | |
| 成 | ④適切な労務管理 | ・衛生委員会の開催(毎月1回) ・必要に応じた規則、規程等の整備と見直し ・法律改正による情報の収集及び職員への発信 | | |

| | 主な活動等(主たる財源) | 活動概要•目標指標 |
|--------|-------------------------------------|---|
| (3) | ①マニュアル等の見直し (共同募金助成) | ・災害時対応マニュアル及び災害ボランティアセン ターマニュアル等に則した訓練・評価と必要に応 |
| 災害等への借 | 燕ささえあいプラン 3-(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保 | じた見直し(10月) ・市等との災害協定締結 |
| 備えの強 | ②事業継続計画(BCP)の実行性の向上 (事業収入) | ・災害時対応マニュアル等と合わせて、必要に応じ 見直し |
| 化 | 燕ささえあいプラン 3-(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保 | |

(4)施設の適正な管理運営

燕ささえあいプラン

1-(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり

| | 施設名 | 開館時間 | 休館日 | 目標指標等 |
|-------------|--|--|---|---|
| ①直営施設 | 無市老人福祉センター「つばめ荘」 屋内ゲートボール場 「すぱーく燕」 放課後等デイサービス | 9:00~16:00 入浴時間 10:00~15:30 (6~10月) 10:30~15:30 (11~5月) 9:00~17:00 | 月曜、祝日、 12/29~1/3 月曜、12/29 ~1/3 土曜、日曜、 | ・利用者: 10,000名/年 ※冬期間(12/1~3/31)の入浴施設 休業日は毎週月曜日のほか水・金 曜 ・利用者: 4,200名/年 ※放課後等デイサービス事業につい |
| | 事業所ぶんすい (愛称:みっくす) | 営業時間 10:00~18:00 ·分水窓口 開館時間 8:30~16:00 | 祝日、12/29 ~1/3 | て、詳しくは本冊子 19 ページ参照 |
| ②指 | 燕市老人集会センター | 9:00~21:00 | 月曜、祝日、 12/28~1/4 | ・利用者:7,000名/年 ・自主事業の実施:2回/年以上 |
| ②指定管理者制度導入施 | 燕市吉田老人センター「シニアセンターよし だ」 | 9:00~16:00 入浴時間 11:30~15:30 | 日曜、祝日、 12/29~1/3 | ・利用者:7,000名/年 ※冬期間(12/1~3/31)の入浴施設 休業日は毎週日曜日のほか火・木 曜 |
| 導入施設 | 燕市障がい者地域生 活支援センター 「はばたき」 | 月曜~土曜 8:00~18:30 日曜、祝日 9:00~16:00 | 12/29~1/3 | •利用者:1,500名/年 |
| ③受託施設 | 燕市民交流センター | 8:30~21:30 | 12/29~1/3 | 事故防止・環境美化の推進 |

重点活動目標 2. 地域住民を主体とした取り組みを推進します

(1) 住民相互の助け合い・支え合い活動の推進

① 地域支え合い体制の推進

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、 地域にある課題を自分ごととして考え、その解決策の検討や 実践していく支え合い活動(共助・互助)を推進します。

特に、まちづくり協議会設置エリアを目安に、「地区支え 合い活動推進委員会」を設置し、住民主体による支え合い の体制整備を進めています。未設置地区には、継続的に設 置を促します。

- ② 有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」【拡充事業】 高齢者や障がいのある人等の掃除や買い物など、日常生 活のちょっとした困りごとに対し、会員登録した地域住民同 士が有償で助け合い・支え合い活動を行います。
- ③ ふれあいサロン活動の支援

サロン立ち上げ支援をはじめとして、サロンへの運営費助 成や講師派遣、備品貸出等の活動支援を行います。

また、活動の様子から地域課題等を把握するため、担当 職員がサロンへ定期的に訪問します。

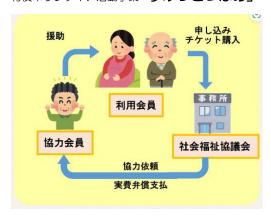
④ なじらね燕 (チームオレンジ) 活動の実践

認知症高齢者が、住み慣れた地域のなかで自分らしく暮らし続けられるよう、認知症サポーターや 生活支援コーディネーターなど、地域の関係者と連携した支援を行います。

地域支え合いのしくみづくりの取り組み

| 圏域 | 委員会設置数 | | |
|-------|--------------|--|--|
| おおまがり | 2か所 | | |
| さわたり | 3か所(調整中1か所) | | |
| 吉田 | 2か所(// 2か所) | | |
| 分水 | 2か所(11 2か所) | | |
| 計 | 9か所(川 5か所) | | |

有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」



牛活支援コーディネーターの役割



⑤ 地域介護予防活動事業

住民同士が集まって介護予防につながる運動に取り組むことにより、参加者の健康寿命を延ばすと ともに、地域のつながり強化をめざします。

- いきいきつばめサポーター養成講座等の開催
- 介護予防活動普及講演会等の開催
- 自主グループの立ち上げや活動の支援

⑥ 玄関前除雪等支援事業

自力での除雪や側溝の泥上げ(以下「除雪等」という。)が困難で、かつ親族等の支援を得ることが難しい高齢者や障がいのある人のみの世帯等を対象に、除雪等を支援します。近年は、支援を必要とする人が増加傾向にある一方、活動者の確保が課題となっていることから、持続可能な支援方法の検討を進めます。

⑦ 障がい者タクシー利用券等助成事業

身体障害者手帳1~3級、療育手帳Aの方を対象に、タクシー料金または自動車燃料費の助成券を交付します。

手帳保有者からの申請数が少ないため、助成が必要な人に行き渡るよう、さまざまな広報媒体を活用し事業の周知を図ります。

⑧ 金婚慶祝事業

金婚を迎えられるご夫婦の申請により、敬老の日にお祝い品を贈呈します。

⑨ デマンド交通予約センターの運営管理

高齢者等の交通弱者の日常生活に欠かせない、移動手段である「おでかけきららん号」の予約 受付業務を行います。

- 一人でも多くの人から利用いただけるよう、予約時の親切丁寧な説明に加え、効率的で適正な配車に努めます。
- ⑩ 学用品等リユース事業

循環型社会の実現や子育て世帯を支援するため、役目を終えた学生服や学用品等を募り、それらを新たに必要とする世帯へお渡しします。

(2) 地域を支える担い手の育成

① ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動のコーディネートや活動内容の相談対応のほか、市民交流センター内にある部屋の貸し出し等を行い、活動を応援します。

- センターへの登録、活動の斡旋
- 活動者の情報発信や収集できる場の提供
- ボランティア活動保険の窓口
- ボランティア・市民活動まつりの開催
- 24時間 TV チャリティ募金への協力等
- ② 人材養成講座の開催

地域での取り組みを担う人材の育成や、新たな人材の発掘を行います。

• ボランティア入門講座の開催

(3) 市民活動・福祉教育の推進

① 福祉活動団体・グループ、NPOへの支援

福祉活動を行う団体やグループ、NPOに対して、助成金等の情報を提供し、側面的な支援を行います。

また、本会に事務局を置く燕市共同募金委員会では、共同募金を原資に福祉活動団体等からの申請により、活動費の助成を行います。

② 福祉教育・総合学習の支援

職員等が学校や地域の集会場等へ出向き、さまざまな福祉についての学びや理解を深める体験を 支援し、誰もが支え合って生活できる地域づくりを進めます。

- 小学生向け福祉体験教室の開催
- 各学校での福祉教育支援(コーディネート及び指導)等





(1)-③ふれあいサロン活動の支援【市内で開催されるさまざまなサロンの様子】



(1)-⑤地域介護予防活動事業 【男性限定! 生涯現役体づくり講座の様子】

(1) 住民相互の助け合い・支え合い活動の推進

燕ささえあいプラン

- 1-(2)地域支え合い活動の推進
- 1-(3)人と地域をつなぐ交流の場づくり
- 1-(4)市民主体の健康づくりの推進
- 3-(1)暮らしやすい生活環境の整備

| 主な活動等(主たる財源) | 活動概要・目標指標 | | |
|------------------------|----------------------------------|--|--|
| ①地域支え合い体制の推進 | ・地区支え合い活動推進委員会が未設置となって | | |
| (市受託金・共同募金) | いる5カ所※すべてに本委員会を設置 | | |
| | ※吉田南、吉田北、分水北、四箇村及び燕北小学 | | |
| | 校区 | | |
| ②有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」 | ·新規協力会員:10 名/年 | | |
| (会員会費) | ·活動件数:200件/年 | | |
| | ※R6.2.29 現在 | | |
| | 協力会員 54 名、利用会員 92 名 | | |
| | 活動件数 363 件 | | |
| ③ふれあいサロン活動の支援 | ・運営費の助成:57 サロン/年 | | |
| (共同募金) | 燕地区 18 サロン | | |
| | 吉田地区 19 サロン | | |
| | 分水地区 20 サロン | | |
| ④なじらね燕(チームオレンジ)活動の実践 | ・地域の拠点設置:8か所/年 | | |
| (市受託金) | | | |
| ⑤地域介護予防活動事業 | ・体験会の開催:2回/年 | | |
| (市受託金) | レインボー健康体操体験会(参加者30名) | | |
| | スクエアステップ体験会(参加者 ") | | |
| ⑥玄関前除雪等支援事業 | ・支援申請件数:130件/年 | | |
| (共同募金助成) | | | |
| ⑦障がい者タクシー利用料金等助成事業 | ·助成件数 | | |
| (市受託金) | 身体障害者手帳1・2級 900 件 | | |
| | ル 3級、療育手帳A 400 件 | | |
| ⑧金婚慶祝事業 | •贈呈数:120組 | | |
| (共同募金) | | | |
| ⑨デマンド交通予約センターの運営管理 | ·利用者数:36,000 名/年 | | |
| (市受託金) | | | |
| ⑩学用品等リユース事業 | ・リユース会の開催:2回/年 | | |
| (会員会費) | | | |
| L | ı | | |

(2) 地域を支える担い手の育成

燕ささえあいプラン

1-(2) 地域支え合い活動の推進

| 主な活動等(主たる財源) | 活動概要•目標指標 | |
|------------------|-------------------------|--|
| ①ボランティア・市民活動センター | ·登録数:団体 93 団体 個人 34 名 | |
| (共同募金) | ・ボランティア・市民活動まつりの開催:1回/年 | |
| ②人材養成講座の開催 | ・人材養成講座の開催:1回/年 | |
| (共同募金) | | |

(3) 市民活動・福祉教育の推進

燕ささえあいプラン

- 1-(1) 支え合い・助け合いの意識づくり
- 1-(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり
- 2-(4) 多様な主体の活動の推進

| 主な活動等(主たる財源) | 活動概要·目標指標 | |
|----------------------|----------------------|--|
| ①福祉活動団体・グループ、NPOへの支援 | ·共同募金助成件数:12件/年 | |
| (共同募金) | | |
| ②福祉教育・総合学習の支援 | ・小学生向け福祉体験教室の開催:1回/年 | |
| (共同募金) | | |



(1)-⑩学用品等リユース事業 【学用品等リユース会の様子】



(3)-②福祉教育・総合学習の支援 【小学生向け福祉体験教室の様子】

重点活動目標 3. 福祉サービス利用支援等の援助を行います

(1) 制度・サービスの利用支援と権利擁護の推進

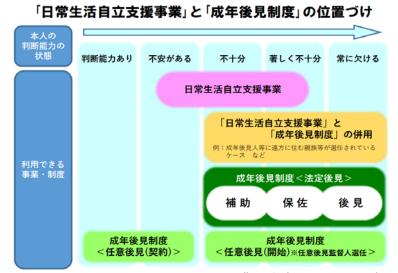
- ① 福祉後見・権利擁護センター(燕市成年後見制度利用促進中核機関) 成年後見制度の利用支援など、個々の権利を擁護する体制を構築し、地域連携ネットワークのコー ディネート役を担います。
- ② 日常生活自立支援事業

認知症や障がい等で、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者 との契約に基づき、生活支援員が福祉サービス等の利用援助等を行います。

利用者からの預かり金品を取り扱うため、一人の職員で完遂しないよう、内部牽制を働かせます。

③ 法人後見事業

意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人若しくは補助人となることにより、本人の権利擁護を図ります。



出典:本会ホームページ

(2) 相談支援体制の充実

① 心配ごと相談所の開設

法人本部を会場に毎週水曜日、市民が気軽に予約なしで利用できる無料相談所を開設しています。 相談は専従の相談員が対応します。秘密は固く守られ、電話での相談にも対応しています。

② 弁護士による相談の実施

法人本部を会場に毎月2回、弁護士による無料相談を行っています。事前予約制(1回5名受付)で、相談時間は1人30分です。

③ 出前福祉相談事業

職員(福祉専門職)が要望に応じ、地域のサロンや集会場等に訪問して相談を受けます。

④ LINE 相談の受付

電話しづらい、来所しづらい人のため、24時間365日受信可能なLINE相談を受け付けています。

(3) 生活困窮者への自立支援

① 小口資金貸付

生活の緊急的なつなぎ資金として、3万円を限度に貸付を行っています。連帯保証人が必要です。

② 生活福祉資金貸付

低所得世帯等を対象として、世帯の自立を促すために必要な資金の貸付相談を行っています。 (基本的に連帯保証人が必要) ※貸付実施主体:新潟県社会福祉協議会

(1)制度・サービスの利用支援と権利擁護の推進

燕ささえあいプラン

2-(3) 権利擁護の推進

| 主な活動等(主たる財源) | 活動概要 | |
|-------------------------|------------------------|--|
| ①福祉後見・権利擁護センター(燕市成年後見制度 | 中核機関の機能である広報、相談、成年後見制度 | |
| 利用促進中核機関) | 利用促進及び後見人支援の充実 | |
| (市受託金) | | |
| ②日常生活自立支援事業 | ・福祉サービスの利用援助 | |
| (新潟県社会福祉協議会受託金) | ・日常的金銭管理サービス | |
| | ・書類等の預かりサービス | |
| ③法人後見事業 | ・身上保護 | |
| (自主運用財源) | ・財産管理 | |

(2)相談支援体制の充実

燕ささえあいプラン

2-(1) 包括的な支援体制の整備

| 主な活動等(主たる財源) | 開設日時 | 会場 | その他 |
|--------------|--------------|------------|---------------|
| ①心配ごと相談所の開設 | 毎週水曜 | 市民交流センター | |
| (市受託金) | 13:00~16:00 | | |
| ②弁護士による相談の実 | 毎月 10 日・30 日 | IJ. | 新潟県弁護士会からの派遣 |
| 施 | (休日の場合変更あり) | | 弁護士が担当 |
| (共同募金) | 13:00~15:30 | | 相談受付は原則1人年1回 |
| ③出前福祉相談事業 | ※依頼に応じ開催 | | |
| (共同募金) | | | |
| ④LINE 相談の受付 | ※登録はこちらからど | うぞ | 返信は、原則、相談受付 |
| (会員会費) | 是 | 生協相談 LINE」 | 後、1週間以内に行います。 |

(3)生活困窮者への自立支援

燕ささえあいプラン

2-(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

| 主な活動等(財源) | 活動概要・目標指標 | |
|-----------------|-------------------------------|--|
| ①小口資金貸付 | ・随時相談の受付 | |
| (自主運用財源) | ・貸付件数:30件/年 | |
| ②生活福祉資金貸付 | ・随時相談の受付 | |
| (新潟県社会福祉協議会受託金) | ・貸付件数: 3件/年 | |

重点活動目標 4. その人らしい生活を送るためのサービスを提供します

(1) 介護の必要な人への支援

① 訪問介護(ホームヘルパー)事業

要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係機関をはじめ多職種と連携し、適切なサービスの提供を行います。

市内の居宅介護支援事業所等へ受け入れ可能な時間等の情報を提供し、新規利用者の獲得に努めます。

② 訪問入浴介護事業

利用者の身体を清潔に保ち、心身機能の維持等を図るため、看護師1名、訪問介護員2名体制でで、自宅へ訪問入浴車で訪問し、浴槽を運び入れ、安心安全に入浴できる質の高いサービスを提供します。

③ 自費介護サービス事業

自主事業(制度外サービス)として、高齢者や障がいのある人が安心して日常生活を過ごせるよう、 生活に密着したサービスを提供します。









(2) 障がいのある人への支援

① 居宅介護・同行援護・移動支援事業

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、各種サービスを提供します。 本人やその保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な各種サービスを 提供します。

- 居宅介護事業・・・ホームヘルプサービスの実施
- 同行援護事業・・・移動に著しく困難を有する視覚障がい者等に同行、援助
- 移動支援事業・・・状態に合わせ、不安なく外出や移動ができるよう支援
- ② 身体障がい者訪問入浴介護事業

上記(1)の②訪問入浴介護事業 参照

③ 就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、働く場を提供し、自立に向けた知識や能力向上を支援します。

利用者の意向をはじめ、多様な働き方のニーズに対応し、障がい特性や能力、体調に合わせ地元企業等からの請負作業やキャンドル等の自主生産品の製造販売に取り組みます。

- 支援体制(利用者:職員 6:1以上)
- 安定した就労のための相談援助
- 親睦活動

- 高単価な作業の受託とキャンドル等の自主生産品の製造販売
- ④ 地域活動支援センター事業

地域で暮らす障がいのある人等に日中活動の機会を提供し、仲間との交流や創作活動を通じ社会参加を促します。

各種講座や調理実習、作業体験等さまざまな活動メニューの充実を図り、仲間との交流等を通して、 地域でその人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

利用者一人ひとりのペースに合わせた居場所を提供し、緩やかに家から一歩でも出ることができるよう、そのきっかけづくりに努めます。

【基礎的事業】

- 創作的活動及び生産活動の機会の提供
- ・ 社会との交流の機会の提供
- ・ 生活に関する相談及び助言等の提供

【機能強化型事業】

- ・障がいに対する理解促進に係る普及啓発の実施 (はばたきマルシェ、こころのバリアフリー講演会等)
- 医療、福祉等との連携強化、地域住民ボランティア育成

⑤ 相談支援事業

障がい児・者や障がいの種別を問わず、相談内容に応じてさまざまなサービスの情報提供等を行い、 地域で安心して暮らせるよう一緒に考え、必要な支援につなぐためのお手伝いをします。

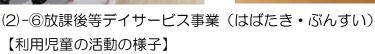
- 計画相談及び委託相談
- 障害支援区分認定調査の受諾
- 地域生活支援拠点等整備事業
- ・緊急時連絡体制の構築
- 地域移行支援【既存事業】 地域定着支援【新規事業】
- ⑥ 放課後等デイサービス事業(はばたき・ぶんすい)

国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、適切なアセスメントと子どもの特性を 踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じ た質の高い発達支援の提供に努めます。

- 5 領域 (※) とのつながりを明確化できる個別支援計画の作成
- 保護者との情報共有や信頼関係の構築
- 季節に合わせた毎月の行事の実施
- (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」









(1)介護の必要な人への支援

燕ささえあいプラン

- 1-(1) 支え合い・助け合いの意識づくり
- 2-(3) 権利擁護の推進

| 事業名 | サービス提供時間 | 営業日 | 目標指標 |
|-----------|------------|----------------|-----------------|
| ①訪問介護(ホーム | 7:00~21:00 | 月曜~日曜 | 平均利用者実績:48名/月以上 |
| ヘルプ)事業 | | (12/29~1/3 除く) | 利用回数:697回/月以上 |
| ②訪問入浴介護事業 | 8:30~18:00 | 月曜~土曜 | 平均利用者実績:10名/月以上 |
| | | (12/29~1/3 除く) | 利用回数:50回/月以上 |
| ③自費介護サービス | 7:00~21:00 | 月曜~日曜 | |
| 事業 | | (12/29~1/3 除く) | |

(2)障がいのある人への支援

燕ささえあいプラン

- 1-(1) 支え合い・助け合いの意識づくり
- 1-(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり
- 2-(1) 包括的な支援体制の整備
- 2-(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援
- 2-(3) 権利擁護の推進

| 事業名 | サービス提供時間 | 営業日 | 目標指標 |
|-----------|------------|----------------|------------------|
| ①居宅介護•同行援 | 7:00~21:00 | 月曜~日曜 | 【居宅介護】 |
| 護•移動支援事業 | | (12/29~1/3 除く) | 平均利用者実績:26名/月以上 |
| | | | 利用回数:213回/月以上 |
| ②身体障がい者訪問 | 8:30~18:00 | 月曜~土曜 | |
| 入浴介護事業 | | (12/29~1/3 除く) | |
| ③就労継続支援B型 | 9:30~15:30 | 月曜~金曜 | 平均利用者実績:20名/日以上 |
| 事業 | | (祝日、8/13~15、 | 利用者平均工賃:20千円/月以上 |
| | | 12/29~1/3 除く) | |
| ④地域活動支援セン | 9:00~17:00 | 月曜~金曜 | 利用人員:20名/日 |
| ター事業 | | (祝日、12/29~1/3 | |
| | | 除く) | |
| ⑤相談支援事業 | 8:30~17:15 | 月曜~金曜 | 相談件数:620件/年 |
| | | (祝日、12/29~1/3 | 【内訳】新規:20 件/年 |
| | | 除く) | モニタリング:400件/年 |
| | | | 更新:200件/年 |

| 事業名 | サービス提供時間 | 営業日 | 目標指標 |
|-----------|------------------|----------------|----------------|
| ⑥放課後等デイサー | 【はばたき】 | 月曜~土曜 | 平均利用実績:10名/日以上 |
| ビス事業(はばた | 授業終了後 | (祝日、8/13、12/29 | |
| き・ぶんすい) | 14:30~18:30 | ~1/3 除く) | |
| | 学校休業日 | | |
| | 8:30~16:30 | | |
| | ※学校休業日は、 | | |
| | 8:00~8:30, 16:30 | | |
| | ~18:30 まで延長 | | |
| | 支援可 | | |
| | 【ぶんすい】 | 月曜~金曜 | |
| | 授業終了後 | (祝日、8/13、12/29 | |
| | 14:00~18:00 | ~1/3 除く) | |
| | 学校休業日 | | |
| | 10:00~18:00 | | |
| | ※学校休業日は、 | | |
| | 8:00~10:00 まで | | |
| | 延長支援可 | | |



就労継続支援B型事業【キャンドル製作の様子】



介護サービス室【研修の様子:介護現場での プライバシー保護の意義と理解について】



地域活動支援センター事業 【講座の様子(リースづくり)】

◆組織図

